

御意見及び国税庁の考え方

区分	御意見	御意見に対する国税庁の考え方
酒類の生産基準全体に関する御意見	<p>・生産基準のうち、原料は、国内産米で、産地内の水を使用とどこでもある一般的な清酒（利根沼田や信濃大町は、産地内の米、しかも、品種を特定したり、酵母を特定するなど、テロワールの要素）であり、凡庸で特徴のない生産基準である。</p> <p>GI制度は、その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因の中で育まれてきた品質や社会的評価等を有する製品の名称を地域の知的財産として保護する制度であり、上記のように、テロワールの要素もなく、最小単位の生産者（製造者）しか存在しない場合は、国際的に見ても、指定すべきではない。</p> <p>上記を踏まえてもなお、地理的表示の指定を受けた場合、国税庁が忖度したとの誹りを受ける。</p>	<p>・地理的表示の指定に当たっては、酒類の産地に主として帰せられる酒類の特性が明確であること、すなわち①酒類の原料・製法等が明確であることのほか、②酒類の特性がありそれが確立していること、③酒類の特性が酒類の産地に主として帰せられることの全てを満たす必要があります。</p> <p>伊丹の酒類の特性及び原料・製法等については、産地の清酒製造者の皆様が、地域ブランドをどのように形作っていくかとの観点も含めて協議を重ね、合意形成されたものであり、これは上記の①～③の要件を全て満たしていると認められるため、地理的表示として指定すべきと考えます。</p>
酒類の原料に関する御意見	<p>・今回の伊丹に限った事ではないが原料米が産地内米でなく『国内産米』である以上、地理的表示をする事に意味がないと感じる。</p> <p>せめて兵庫県産米を原料としたものに限定すべきではないか？</p>	<p>・地理的表示の指定に当たっては、酒類の産地に主として帰せられる酒類の特性が明確であること、すなわち①酒類の原料・製法等が明確であることのほか、②酒類の特性がありそれが確立していること、③酒類の特性が酒類の産地に主として帰せられることの全てを満たす必要があります。</p> <p>伊丹の酒類の特性及び原料・製法等については、産地の清酒製造者の皆様が、地域ブランドをどのように形作っていくかとの観点も含めて協議を重ね、合意形成されたものであり、これは上記の①～③の要件を全て満たしていると認められるため、地理的表示として指定すべきと考えます。</p>

区分	御意見	御意見に対する国税庁の考え方
<p>酒類の特性を維持するための管理等に関する御意見</p>	<p>・産地内の製造者が2者であり、既指定のGIに比べ、最小単位であり（利根沼田：4者、信濃大町：3者）、小西酒造は、準大手、伊丹老松酒造は、買い酒中心で、自社製造はほとんどないためGIの指定をするべきではない。</p>	<p>・地理的表示の指定に当たっては、 （1）酒類の産地に主として帰せられる酒類の特性が明確であり、かつ （2）その酒類の特性を維持するための管理が行われていることが必要となります。</p> <p>伊丹の酒類の特性は、伊丹の自然的要因及び人的要因に起因するもので、産地の全ての清酒製造者が、地域ブランドをどのように形作っていくかとの観点も含めて協議を重ね、合意形成されたものであり、その内容は要件（1）を満たしていると考えています。</p> <p>また、伊丹酒造協同組合は管理機関の要件を満たしており、要件（2）を満たしていると考えています。</p>
	<p>【意見】</p> <p>名称「伊丹」については、産地の範囲を兵庫県伊丹市に限定することで「清酒発祥の地・伊丹」を前面に押し出し地域ブランド化するものと考えます。</p> <p>伊丹市は先行して「清酒発祥の地伊丹の清酒の普及の促進に関する条例」を定めており、主に乾杯の際に地域特産の酒類を用いることを推奨し、地場産業の振興に努めております。</p> <p>当該土地の住人・酒造メーカー等が、その表示でよしとするのであれば、他の地域の人間が口を挟み辛いですが、今後、酒類の地理的表示として伊丹（清酒）が指定された場合、限定された地域の、特定の蔵元のみで地域ブランドの価値を向上させていくことが可能であるか、人的・予算的に疑問の余地がありま</p>	<p>・前段については賛成の御意見として承ります。</p> <p>後段については、地理的表示の指定に当たっては、産地の清酒製造者の皆様が、地域ブランドをどのように形作っていくかとの観点も含めて協議を重ね、合意形成されたものであり、これを尊重すべきものと考えます。</p>

区分	御意見	御意見に対する国税庁の考え方
	<p>す。</p> <p>【理由】 地域ブランドとして持続可能であるためには、兵庫県下で先行する「灘五郷」、「はりま」のように、歴史的に関連する地域を産地の範囲に指定し、尊重することで、相互理解や協議から合意形成された、地域ブランドが形成されることも考えられます。</p>	
産地の範囲に関する御意見	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接西宮市は既に GI「灘五郷」（兵庫県神戸市灘区、東灘区、芦屋市、西宮市、平成 30 年 6 月 28 日）が指定されているが、ここに伊丹市を包含させず、GI「伊丹」として独立して新たに申請する経緯となった見解をお示しいただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・伊丹の酒類の特性は、生産基準に記載のとおり、伊丹の自然的要因及び人的要因に起因するものです。当該特性は、灘五郷とは異なるものとして、産地の清酒製造者の皆様が、地域ブランドをどのように形作っていくかとの観点も含めて協議を重ね、合意形成されたものと承知しています。
その他の御意見	<ul style="list-style-type: none"> ・日本酒を様々な方法で保護等を行うことについては同意する。 <p>しかし、この制度（地理的表示を行うこと）にどれだけの税金が投入され、どれだけの効果があったかはしっかりと測定し、公表すべきである。</p> <p>国民の血税が投入されているのであるから、天下り団体等への資金融通等はあるべきではない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地理的表示制度の指定による効果を定量的に示すことは困難ですが、地理的表示の使用状況等につきましては、国税庁ホームページにおいて公開しております。 <p>地理的表示制度は、酒類や農産品において、ある特定の産地ならではの特性が確立されている場合に、当該産地内で生産され、生産基準を満たした商品だけが、その産地名を独占的に名乗ることができる制度です。</p> <p>地理的表示制度を活用することにより、地域ブランドが保護されるほか、諸外国との交渉を通じて海外におけるブランド保護を可能にしております。</p> <p>国税庁では、国内外における酒類のブランド価値向上等の観点から、地理的表示の指定や普及拡大に取り</p>

区分	御意見	御意見に対する国税庁の考え方
		<p>組んでおります。引き続き、地理的表示制度を適切に運営し、広く国民の皆様に分かりやすい制度となるよう一層努めてまいります。</p>

(参考)「御意見」欄は、重複した御意見を取りまとめた上で、要約したものを掲載しております。